

。厚生労働省令第二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十一号を第四百十三号とし、第四百十三号から第四百十号までを二号ずつ繰り下げ、第四百七十二号を第四百七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四 2・6・ジメチルピリジン

別表第一中第四百七十一号を第四百七十二号とし、第六十三号から第四百七十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三 5・エチル・2・メチルピリジン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。